

会議名称	平成21年度第4回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成21年12月25日(金) 15時00分～16時10分	
場所	杉並区役所 中棟5階第3・4委員会室	
	委員	江藤会長、井上委員、今村委員、櫻田委員、菅沼委員、高橋委員、藤本委員、柳澤委員、岩田委員、河野委員、鈴木委員、斉藤委員、鈴木委員、増田委員、小幡委員、茶谷委員、土井委員
	実施機関	渡辺保育課長、加藤学務課長、本橋選挙管理委員会事務局長、植田交通対策課長、南雲国保年金課長、本橋課税課長
	事務局	大藤行政管理担当部長、牧島政策法務担当部長、有坂情報システム課長、中島法務担当課長、溝江情報政策監
傍聴者	0名	
配布資料	事前	・資料1 平成21年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成21年度第4回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項
	当日	・会議次第 ・諮問第24号説明資料「2. 顔写真入り住民基本台帳カード又は、杉並区民証の交付の手続き」の差替え
【会議内容】		
1 平成21年度第3回会議録の確定		
2 報告・諮問事項		
番号	件名	審議結果
報告第18号	子供園に関する業務の登録について(新規)	報告了承
報告第19号	選挙人・投票人に関する業務の登録について(変更)	報告了承
報告第20号	高齢者のしおりに関する業務の登録について(変更)	報告了承
諮問第23号	高齢者のしおりに関する業務の外部委託について(変更)	答申
報告第21号	運転免許証自主返納に関する業務(新規)	報告了承
諮問第24号	高齢者運転免許証自主返納配布物管理名簿(小型)に記録する個人情報項目について(新規)	答申
諮問第25号	高額療養費特別支給金支給管理(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	答申
諮問第26号	未納者管理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	答申

会長	<p>本日は年末ご多忙のところ、本審議会にご出席いただき、ありがとうございます。本年度の第4回の審議会を開催いたしたいと思います。最初に区の組織に新たに情報政策監という職が置かれまして、本日も越しいただいていますので、ご紹介をお願いいたします。</p>
行政管理担当部長	<p>これまで杉並区では電子区役所の構築ということで、その体制強化に鋭意取り組んでまいりました。その重要なポストに最先端の情報通信技術の知識、情報に精通されていて、様々な分野でいろんな形でご活躍いただける、経験豊富な民間人の方を登用することが重要な課題となっておりました。その観点から、この11月1日に新しく情報政策監というポストを設置しました。そこにこれからご紹介する溝江さんが就任ということになりましたので、ご紹介させていただきます。</p> <p>溝江さんには、先ほど言いましたように豊富な経験を持っておられると同時に、これから区の戦略的な情報政策の推進、あるいは区の情報資源の有効かつ効率的な活用、それから現在行っている業務の適正な評価と監理、こういった面で大いにその豊富な知識と経験を活かしていただけるものと期待しているところでございます。それでは、自己紹介をよろしく申し上げます。</p>
情報政策監	溝江氏より自己紹介
会長	どうもありがとうございました。こちらこそ、よろしく願いいたします。
委員	立場上はどういうものになるのですか。部長とか、組織的なものは。
行政管理担当部長	<p>区の内部の非常勤職員であって、特別公務員という形になります。毎日来るという形ではなくて、週に2回ぐらいの頻度で来ていただいて、我々の政策づくりやいろいろな検討に携わっていただくということです。私どもは松沼副区長をトップにした、全庁的な情報推進体制を築いておりますので、松沼副区長のいろんな意味での補佐役というか、ICTの推進についての補佐役という位置づけになります。具体的には先ほど申し上げた仕事に当面就いていただく、このような形で考えています。</p>
委員	わかりました。
会長	<p>よろしいですか、ほかにございますか。</p> <p>それではいつものように本日都合により欠席される委員について、事務局からお知らせをお願いします。</p>
政策法務担当部長	<p>本日の会議に欠席される旨のご連絡がありました委員の方は、柴田委員、谷委員、富岡委員の3名です。</p>
会長	<p>それでは議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、いつもと同様に、まず報告・諮問案件の審議をしてみたいと思います。よろしく願いいたします。初めに資料の「平成21年度第3回審議会会議録」についてですが、事務局から修正や補足説明、事務連絡はございますか。</p>
法務担当課長	<p>大変申し訳ありません。まず追加資料ということで、席上に本日「会議次第」1枚のほか、13頁と打っている資料をお配りしております。これは事前にお配</p>

	<p>りしてある「報告・諮問事項」が冊子になっておりますが、この冊子全部で、17頁あるもののうち13頁の差替えをお願いいたします。資料の差替えについては以上です。</p> <p>それから、会議録に訂正が6カ所ございます。3頁下から4つ目の囲みの下から3行目「連帯保証人となり、この事業者は」とありますが、「この事業者は」を取ってください。4頁の一番上の囲みの2行目「各福祉事務所の中でこうした」とありますが、「各福祉事務所中に」と改めてください。同じく4頁の下から3つ目の囲みに、「基本計画が確定していない中で」とありますが、「確定していないうちに」と、訂正をお願いいたします。5頁ですが、上から3つ目の囲みです。いちばん下の行、「取引行為を行う者について」とありますが、「取引行為を行う者に対して」と、訂正をお願いいたします。同じく5頁、下から8つ目の囲みの2行目、「を雇い上げて」を「によって」に訂正をお願いします。最後は、14頁の3つ目の囲みの7行目です。「学校などが」とありますが、「学校などで」と訂正をお願いいたします。以上でございます。</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。ほかに訂正箇所、ご意見等ございますか。ございませんようですので、第3回会議録は確定ということにさせていただきます。事務局からあと、何かございますか。資料の差替えのほかはございませんか。それでは、報告・諮問事項の審議に入りたいと思いますが、いつものように政策法務担当部長から、諮問文を読み上げてください。</p>
政策法務担当部長	<p>諮問文を読み上げ会長に渡す。</p>
会長	<p>初めに報告第18号、報告第19号について事務局から説明をお願いします。</p>
報告第18号、報告第19号	
法務担当課長	<p>報告第18号、報告第19号について説明する。</p>
会長	<p>どうも、ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございますか。</p>
委員	<p>5頁の報告第19号について、問題がないとは思いますが、「心身等の情報」の中に、身体障害の状況とか、傷病等、手帳番号、要介護状態などを入れる理由を教えてほしいと思います。</p>
選挙管理委員会事務局	<p>これは現在の一般の投票にもあるのですが、障害を持った方が自宅で記載をして、郵便で投票するという郵便投票制度があります。憲法改正の国民投票の際にもこの制度がありますので、その際に使用する情報です。</p>
委員	<p>たぶん、そうだと思っていたので、一応確認したのです。私は了解しました。</p>
会長	<p>ほかにごございますか。</p>
委員	<p>2頁報告第18号の「個人情報の記録の内容」のところで、いくつか説明をお願いしたいと思います。最初に「住民記録等の情報」の中で下から2番目に「死亡」というのがありますが、これはどういうことですか。次に「心身等の情報」の中に、「看護・介護の状況」、「生育歴」というのがありますが、これはどういうことなのでしょう。また「生活状況等の情報」という中で、「入園要件指数」、「担当者の所見」、「使用人の有無」、「他機関への照会の有無」、</p>

	<p>「保護者不存在理由」というのがありますが、どのような内容なのか、確認したいので説明をお願いします。</p>
保育課長	<p>こちらに掲げていますのは、基本的に認可保育園の入園審査項目を準用しているものです。「死亡」については、基本的にはひとり親世帯か否か、そういったことで保育を要する度合が変わってくるということです。また、「看護・介護の状況」や「生育歴」については、入園後に支援を要する、例えば介助員が必要だとか、そういったものを判断するために状況の把握が必要だということです。</p> <p>また、「担当者の所見」は入園審査のときの面接の記録、「入園要件指数」は保育を要する度合を指数化したものです。「使用人の有無」については、自営業者の場合に、保育に欠ける状況を十分に見させていただき、判断させていただくために必要ということです。例外的なものです。</p> <p>「他機関への照会の有無」、これは例えば児童相談所といった機関から、これも入園後の保育に必要な事項であるとか、そういったものを把握するためにいただいているものです。「保護者不存在理由」については、これは保護者の方が例えば死別なのか、離婚なのか、あるいはDVを受けているかということによって、保育のより必要な状況を的確に判断するということで、認可保育園に準じて把握をさせていただいているものです。以上です。</p>
委員	<p>もう1ついいですか。同じく報告第19号ですが、5頁、「個人情報の記録の内容」ですが、これも、これまでの選挙の中で言われていることだと思いますが、少し理解していないので内容を説明いただきたいです。「住民記録等の情報」の中で、先ほどの「死亡の事実」とそれから下のほうの「住所等異動状況」、「名簿登録抹消状況」というのがありますが、その中身を確認しておきたいということです。それから、「生活状況等の情報」の中で、「親族等の関係」というのは、どうしてこれが要るのか。それから「社会活動等の情報」のところを改めて「犯罪・違反」、「経営規模」というのがどうして要るのか。「勤務先」とか「役職」まで、どうして要るのか。その辺を説明していただけたらありがたいと思います。</p>
選挙管理委員会 事務局次長	<p>まず、「死亡の事実」というのは選挙人に関する業務と同じ登録票になっていますので、この項目すべてが投票人名簿に該当する項目ではありませんが、同様に名簿を確定しました後、実際の投票日までにお亡くなりになられた場合に死亡という表記をする必要がありますので、項目として載せています。それから、「住所等の異動状況」についても同様ですが、国民投票の場合は登録日に名簿が確定しますので、その後の異動等について、通常の選挙のように投票権の有無が住所の移動では発生しません。</p> <p>それから、親族等の関係は単純に続柄等の記載の関係です。「社会活動等の情報」の中の経営規模ですが、これは不在者投票のひとつに各都道府県の選挙管理委員会が指定する施設での不在者投票があります。その基準に一定のベッド数など「経営規模」という項目に該当する情報があります。勤務先については、出張先等で不在者投票の個人請求をされるケースがあります。そうした場</p>

	合に勤め先などに投票用紙等をお送りするためのものです。
会長	ほかにございますか。
委員	1点だけお聞きしたいと思います。ここに「個人情報の記録の内容」ということで、記載がされております。すでに国の「認定こども園」という制度が平成18年度から実施されていますが、その国における認定こども園と今回区が独自のというか、個性ある杉並区としての子供園を設立するに当たって、個人情報の記録の内容について、何か相違点というか違いがあるのかどうか、その点についてお尋ねします。
保育課長	認定こども園制度につきましては、基本的に入所決定だとか、申請については区が関与しないでそれぞれの園が直接決定するという仕組みになっています。区がこういった情報を収集する必要がありません。基本的には別のものとお考えいただければと存じます。
委員	1頁、「『杉並区立子供園条例』を制定し」とありますが、この12月がまさしく今月なのですが、もう制定されたのですか。
法務担当課長	制定いたしました。
委員	これはもう流れているわけですね。それから、もう1つ、これの目的なのですが、いま現在、幼稚園は区立も私立もあります。この区立の幼稚園を子供園という形でやっていこうという意味でしょうか。いかがでしょう。
学務課長	ご指摘のとおり、現在区立幼稚園は6園ありますが、これを毎年2園ずつ子供園に移行していくという計画です。
委員	もう1点、幼稚園と保育園ですね。ここに書いてあるとおり、短時間保育とか、長時間保育とか、一時保育とか、まさしく保育園的なものがありますが、子供園でも全く同じと解釈してよろしいのでしょうか。区立であるか、私立であるかの違いがあるだけで、内容は同じということなのでしょうか。
学務課長	ここで言う短時間保育というのは、今までも区立の幼稚園、あるいは私立の幼稚園で、大体9時から午後2時まで普通の幼稚園の活動をやっておりましたが、それとほぼ同様の内容と考えております。ただ、それとは別に午後2時以降の時間帯につきまして、お子さんをさらに保育をするというのが長時間保育です。この長時間保育については、平日のみならず、土曜日ですとか、夏休みなどの長期休業中もお預かりするということになっております。 従いまして、幼稚園を母体にして、なおかつ長時間預かるサービスも付加した、新たな幼保一体化施設ということです。
委員	ということは、従来の幼稚園とこれからの区立の子供園とで根本的に違うことは、一時的な保育という時間的な問題だけなのですか。
学務課長	一時保育は、短時間保育、いわゆる9時から午後2時までの今まででいう幼稚園のお子さん対象の保育で、そういった方の親御さんでも、やはり「今日だけはちょっと遅くまで預かってほしい」というようなニーズがあると思いますので、そういったものに応えていきたいということで、新たに区が始めるサービスです。

委員	わかりました。
会長	ほかにごさいませんか。ないようですので、報告第 18 号、報告第 19 号は受けたことにいたします。次に、報告第 20 号、報告第 21 号、諮問第 23 号、諮問第 24 号について、一括して説明をお願いします。
報告第 20 号、報告第 21 号、諮問第 23 号、諮問第 24 号	
法務担当課長	報告第 20 号、諮問第 23 号について説明する。
情報システム課長	報告第 21 号、諮問第 24 号について説明する。
会長	どうもありがとうございます。それでは、ただいまの説明について質問、ご意見はございますでしょうか。
委員	6 頁の高齢者のしおりの配布の年齢なのですからけれども、65 歳以上ということになっているのですが、区は高齢者というのは 65 歳以上ということ考えているのでしょうか。
高齢者施策課長	高齢者の定義につきましては、様々な法律で 60 歳としているものもありますし、65 歳としているものもあります。ただ、最近の傾向では、介護保険制度が導入されてから、65 歳以上の方を介護保険サービス、その他のサービスの対象とすることが多くなっていますので、「高齢者のしおり」の送付対象者は 65 歳以上の高齢者の方に定めています。
会長	ほかにごさいますでしょうか。
委員	「高齢者のしおり」のことなのですが、作業は、どういうところでやるのか。8 頁の民間業者に関わる情報の取扱い等については、この作業が終わればもう終わりということなのか、その点について教えていただきたいと思います。
高齢者施策課長	前回、シルバー人材センターに配布をしていただいたのですが、シルバー人材センター自体が作業室も狭く、手狭で、人間的にもなかなかきついということもありまして、今回も配布のお話をしたのですが、なかなか厳しい状況だということでした。そこで、民間事業者で封入・封緘・持込等を行う事業者がおりますので、シルバー人材センター以外に外部委託することになりました。
法務担当課長	委託ですので、外部委託記録票記載のとおり、委託の条件として、この 10 項目を付してあります。個人情報については、万全な体制だと考えております。
委員	個人情報は業務が終わると、区に返却されるのですか。
高齢者施策課長	委託契約の条件に、業務が終わった段階で個人情報は全て区に返却いただくという形をとっております。
委員	もう 1 つ、運転免許証の返納についてですが、10 頁の個人情報の記録の内容で 5 項目のうち印影とありますが、これはどうして必要なのか、説明をお願いします。
交通対策課長	申請していただいて、区から IC カード乗車券という金券をお渡しすることになりますので、念のために印をいただくということです。
委員	返納していただいた方の名簿は、所管課が保管ということになるのですか。
交通対策課長	区で責任を持って、厳重な管理で保管していきます。
委員	もう 1 つ、運転免許証についてですが、警察との関係というのは、どうなっ

	ているのですか。
交通対策課長	当然、警察に免許返納をされる方もいらっしゃいますので、PRについては重々警察と連携を取りまして、謝意を表する制度が有効に働くようにしてまいります。
委員	最初に新規事業と思いますので、事実確認をしたいと思います。75歳以上の事故は、どういう傾向にあったのか、件数はどのように推移していますか。
交通対策課長	75歳ということでは統計を取っておりませんが、高齢者、65歳以上の事故件数は、10年前に比べて2.8倍になっております。また併せて、70歳以上の免許所持者は、10年前に比べて2.5倍となっております。
委員	それは、杉並区内のデータですか。
交通対策課長	ただいまのデータは、全国レベルのデータです。杉並区だけで考えますと、全事故件数は若干の増減がありますが、全事故件数のうち、高齢者の交通事故の割合は、増え続けております。大体、年に1~2%の増加状況です。
委員	所要財源は、どのくらいに考えているのですか。
交通対策課長	事業の予算は、年間で約240万円です。
委員	そうすると、微増ないし横ばいで、事業の優先順位はどのように判断したのですか。
交通対策課長	現在、高齢者の認知機能検査が、75歳以上で開始されています。いま高齢者の免許自主返納に対して、謝意を表す良いチャンスであり、事業として優先的に今年度中から開始するという位置付けです。
委員	主たる仕事の役割は、警察が全国的に展開しているわけですね。行政がそこまで入っていかなくてもいいのではないかという意見は、内部ではどう反映されたのですか。
交通対策課長	確かに、いろいろな議論はありました。免許証を返納した場合、身分証明書の代わりは、住基カードでカバーできます。返納を悩んでいる方に対して背中を押す程度のものであります。主な目的は、謝意を表すということでございます。75歳という年齢での方式は杉並独自のものとして、制度を位置付けております。
委員	この施策を展開した場合、実効性はどの程度あると考えているのですか。
交通対策課長	年間500件程度を見込んでおります。厳密な推計ではありませんが、口コミで広がり、IC乗車券5,000円の支援ということもありますので、その効果は十分出していけると考えております。
委員	大丈夫ですか。
交通対策課長	十分周知することが、非常に重要なポイントだと思っております。
委員	はい。
会長	よろしいですか。他にありますか。それではないようですので、諮問第23号、諮問第24号については決定といたします。報告第20号、報告第21号については報告を受けたことといたします。 次に、諮問第25号、諮問第26号について、事務局から説明をお願いいたします。

諮問第 25 号、諮問第 26 号

情報システム課長	諮問第 25 号、諮問第 26 号について説明する。
会長	どうもありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますか。
委員	諮問第 25 号の説明において「遡及する」ということですが、この文章を読んでいる限りでは、本人申請がなくても役所で対象者を絞り出して、区役所から本人に自動的に支給するという事によろしいのですか。
国保年金課長	遡及適用はいたしますが、手続きにつきましては、データを国保連合会から受け取りまして、1月6日に申請を勧奨する通知を発送します。2月10日の消印まで有効として、お支払いするという手続きに、どの区もなると思います。杉並区も同じです。
委員	自動的に、勝手にお金を振り込むわけにはいかないから、どのようにするのかと思っていたのですが、一応、本人に申請書を出してくれという通知を出して、申請があった人については遡及する。その他の人については、ここに書いてある新しい方式でやっていくということですね。
国保年金課長	この制度自体の根本は、月の半ばで後期高齢者医療制度に入られた方の自己負担限度額が、その月は2倍になってしまう、それについて2倍になるのを是正する措置です。それが、平成21年1月から実施されましたが、それ以前の平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まっていますので、その方については、「特別支給金」という名称で全額公費負担していくことについて、今回ご審議いただいているものです。
会長	ほかにごございますでしょうか。
委員	諮問第 26 号について、未納金額はどのくらいになるのですか。
国保年金課長	まず収納率から申し上げますと、平成 20 年度は 97.25%でした。未納金額は、特別徴収の還付未済額が 841 万 2,000 円、未収金額は 0 円、普通徴収の未収金額は 1 億 4,083 万円です。
委員	確認しますが、時効は何年ですか。
国保年金課長	特別支給金でしたので、5年かと思います。
委員	5年。そうすると、催告して、滞納整理の効率化という大義名分ですね。それでいいのですか。
国保年金課長	委員の質問を私が勘違いしたかもしれませんが、特別支給金の話ではなくて、後期高齢者の保険料のことですか。大変失礼いたしました。保険料の時効は2年です。
委員	2年。そうすると効率化はどのくらい、これによって変わってくると見込んでいるのですか。
国保年金課長	後期高齢者医療制度においては、広域連合と市町村の事務が峻別されていて、督促、収納という事務は、区市町村の事務になっています。そのためのシステムを広域連合が当初から用意しておらず、このように区市町村のやり方に任せているところです。先ほど説明しましたように、いまは紙ベースで、そ

	この中から抽出をしておりますが、今回エクセルソフトの機能を使うことで、効率は格段に向上すると認識しております。
委員	滞納処分はうまくいく、という理解でいいですね。
国保年金課長	はい。
会長	ほかにございますでしょうか。
委員	15 頁、「記録の項目」の 12 番と 13 番ですが、12 番が単独・合算区分、13 番が一般・退職区分とありますけれども、どのようなものなのか説明をお願いします。
国保年金課長	まず、12 番ですが、単独・合算区分は、レセプトが単独なのか、合算したレセプトなのかという区別です。13 番の一般・退職区分は、これはご案内のように一般の被保険者か、退職者医療保険制度の対象者かという区分です。
委員	もう 1 つ、17 頁の後期高齢者の入力に関わる記録の項目について、整理ができていないので説明をお願いします。6 番の相当年度と 8 番の期別、14 番は分納誓約の有無だから、そういう約束をしたのかどうかだと思うのですが、その辺の説明をお願いします。
国保年金課長	期別というのは、これは何回かに分けて請求していますから、その期です。1 年間で 9 回とか、または特別徴収であればそれよりも少ない偶数月にやっているということです。14 番の分納誓約の有無ですが、こちらについては、いまは払えないけれども、何回かに分割して支払いたいという滞納者の方から誓約を受けた場合、そういう誓約をしてくださった方に催告書を出すわけにはいきませんので、そういうデータも今回取り込むということです。相当年度については、確認して後でお答えいたします。
法務担当課長	税金の賦課の資料が、来るのが遅くなったりすることがありますので、当該年度にかけられない場合があります。そうすると、過年度分を賦課することがありますので、そのような場合に相当年度ということで、記載があります。
会長	ほかにありますか。
委員	支払不能で、一般の国保などで保険証ではなく、資格証明書を発行している場合がありますよね。この場合は、誓約という項目はあっているけれども、特別資格証明書の有無という必要項目がないのはどうなるのですか。
国保年金課長	それは、国民健康保険と同様で、特別の理由がなく、2 年間滞納している方について、資格証明書をお出しするかどうかという審査をします。現在のところ、まだ東京都広域連合では資格証明書の発行件数は 0 です。どんなに早くても、平成 22 年 7 月あたりから悪質な滞納者に限って、発行するようになるかと思えます。
委員	当然、その場合はその時点で、この項目が該当するようになると、考えていいのですか。
国保年金課長	どの項目でしょうか。
委員	いま記載されている 6 番の相当年度から 14 番までのことです。
国保年金課長	おっしゃるとおりです。これをベースに賦課を行っていますので、これに当

	事者の方の事情、財産状況などを調査させていただき、弁明もいただくということになります。
会長	よろしいですか。
委員	16 頁の未納者管理システムについて説明がありましたが、これらの小型システムのデータの安全管理、あるいはセキュリティ対策について付言されていなかったもので、どうなさるのか一応考え方を説明してください。
情報システム課長	庁内ネットワークについては、閉ざされたネットワークで、庁内だけのネットワークシステムになっています。セキュリティはVPN 等々でしっかり暗号化されたものでございます。さらに、使えるデータを所管課毎に区切っています。今回の後期高齢者医療制度に関する業務であれば、業務に携わる主管課だけが見られるシステムになっています。従って、当該未納者管理システムは安心できるシステムと認識しております。
委員	この未納者管理システムは、ネットワークに繋がって処理をするのですか。それとも、その単体で処理をするのですか。
情報システム課長	庁内のネットワークには繋がってしまっていて、庁内にサーバーがございまして、その中に後期高齢者医療制度だけが使えるファイルがあり、職員が使用するパソコンの中にそのデータがあるということではなく、サーバーの中にあるということです。
委員	わかりました。
会長	他にありますか。ございませんか。よろしいでしょうか。なければ諮問第25 号、諮問第26 号は受けたことにいたします。そうしますと、今までご審議いただいた諮問事項は全て終了いたしましたので、これで答申していきたいと思っております。答申文の配付をお願いします。
	(答申文配付)
会長	ただいま配付されました答申文、これでよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	それでは答申文を政策法務担当部長にお渡しいたします。本日の審議を終わりますが、事務局から何かありますか。
法務担当課長	次回の審議会の日程についてご案内を申し上げます。次回の審議会は、平成22 年2 月26 日(金)午後2 時からを予定しております。よろしく願いいたします。
会長	どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。それでは、以上で本年度第4 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。どうも1 年間ありがとうございました。